

平成 21 年度

第 1 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 21 年 7 月 28 日(火) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 10 分まで

場 所：太子町役場 第二会議室

太子町総務部 企画政策課

## 平成 21 年度第 1 回太子町まちづくり審議会 議事録

### 1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 21 年 7 月 28 日(火)  
場 所 太子町役場 2 階 第 2 会議室  
開 会 午後 1 時 30 分  
閉 会 午後 3 時 10 分

### 2. 諮問事項

太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

### 3. 報告

太子町表彰条例施行規則並びに太子町表彰条例施行規則取扱内規の一部改正について

第 5 次太子町総合計画の基本構想（案）の概要について

### 4. 委員の出席者・欠席者

出席委員：朝生 一郎 佐々木 隆彦 井口 宏幸 廣橋 弘毅 首藤 正典  
鳥井 文博 八幡 千鶴子 藤室 義春 古賀 弘一 千古 佳樹  
欠席委員：飯田 慶子

### 6. 町出席者

町長 首藤 正弘  
事務局及び説明員  
企画政策課長 山本 修三 係長 山本 紀弘 係長 池田 誠

### 7. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

## 1. 開 会

### 2. 町長あいさつ

みなさんこんにちは。太子町まちづくり審議会を開催しましたところ、委員の皆様方には、何かとお忙しい中を、また、お出にくい時間帯にも関わりませずご出席いただきましたこと厚くお礼申し上げます。

そうした中、昨今、福岡県・山口県の豪雨、また昨日は、群馬県の館林市での竜巻ですね。

日本では竜巻、アメリカではサイクロンで有名ですが、日本では台風がそのサイクロンの代りをしているのかなと思いましたが、日本でも竜巻が発生したということで一週間程前に岡山の美作でもそのような事例が発生しています。亡くなられた方、また、被災された方、ほんとうに早く復興していただきたいとこのように思う訳であります。

我々の太子町は大丈夫だなという気ではおれない、何が起るかわからない、そのように思っています。

一点、太子町で嬉しいことといいましょうか、喜ばしいことがございました。

それは、昨年4月に制定いたしました「ふるさと太子町」を応援してくださいということで、「ふるさと応援寄付条例」を制定させていただきました。

先日、太子町にお住まいの方から、1000万円の寄付をいただいたところでございます。応援寄付金の使い道といたしましては、ご希望で、健康・福祉のまちづくりを進める事業に500万円、そして、未来を担う子どもたちを応援する事業に500万円ということでした。

本来ですと、太子町表彰「たちばな賞」の被表彰者としてご審議いただく予定でしたが、ご本人から辞退、大きくしてもらいたくない、有効に活用してほしいというたつての願いもございまして、匿名希望でたちばな賞は辞退されましたことご報告させていただきます。この1000万円の寄付により、総額で10,492,000円となりました。ご寄付をいただいたところでございました。皆様の熱い想いを今後におきまして有効に活用していき、太子町の皆さんが喜んでいただけるように執行させていただきたいと考えております。

さて本日、ご審議いただきます一点目は、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定でございます。

本年は、4名の方を推薦させていただいております。内訳は、自治会長として永年にわたり活躍されました1名の方を社会功労賞に、また、文化の振興に永年にわたり活躍されました1名の方を文化功労賞に、さらに、スポーツの指導者等として永年にわたり活躍されました2名の方をスポーツ功労賞に推薦させていただいておりますので、何卒慎重なる審議を賜り、原案どおり承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

二点目は、報告事項として、「太子町表彰条例施行規則並びに太子町表彰条例施行規則取扱内規の一部改正について」、そして、「第5次太子町総合計画基本構想(案)の概要について」でございます。特に、第5次太子町総合計画につきましては、平成21年度から役場職員の手作りで策定作業を進めております。

9月を目途に、当審議会に基本構想(案)と基本計画(案)を諮問させていただき、委員の皆様にお知恵をお借りいたしまして、12月には、太子町総合計画基本構想(案)を議会へ上程をしたい、そして、議決を受けたいこのように考えております。

本日は、それに先駆けまして、第5次太子町総合計画基本構想(案)の概要を報告させていただきたいと考えております。

また、詳細な内容については、後ほど事務局より説明させますので、ご意見・ご審議を

賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましての、あいさつに代えさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

### 3. まちづくり審議会について

#### 審議会委員の紹介

7月17日土田委員の後任として、太子町農業委員会から首藤委員の紹介。

学識経験のある方として、

朝生 一郎(あさお いちろう)様 佐々木 隆彦(ささき たかひこ)様

井口 宏幸(いぐち ひろゆき)様

飯田 慶子(いいだ けいこ)様は所要のため、欠席

町の各行政委員会から推薦いただいた方として、

太子町教育委員会から廣橋 弘毅(ひろはし こうき)様 太子町農業委員会から首

藤 正典(しゅとう まさのり)様

各種団体から推薦いただいた方として、

太子町連合自治会から鳥井 文博(とりい ふみひろ)様 太子町婦人会から八幡

千鶴子(やはた ちづこ)様 太子町商工会から藤室 義晴(ふじむろ よしはる)様

公募により選出いたしました方として、

古賀 弘一(こが こういち)様 千古 佳樹(せんこ よしき)様

以上 11 名の皆様です。

#### 事務局関係の紹介

町長 首藤 正弘、担当の企画政策課係長 山本

企画政策課長 山本。

### 4. 会長あいさつ

本日、会長の任務を務めることになりました廣橋 弘毅でございます。

皆様の協力どうぞよろしくお願いいたします

本日の会議は、太子町まちづくり審議会条例第6条第1項に基づき議長をつとめさせていただきます。

本日の会議でご審議いただく事項といたしましては、太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定案件、そして報告事項として、一つは太子町表彰条例施行規則並びに太子町表彰条例施行規則取扱内規の一部改正についてです。そして、もう一点は、第5次太子町総合計画基本構想案の概要についてでございます。

皆さんにおかれましては、慎重にご審議をお願いしたいと思います。

### 5. 議事録署名委員の指名

まず、最初に議事録署名委員を指名いたします。

太子町まちづくり審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名させ

ていただきます。

議事録署名委員には、首藤 正典委員と八幡 千鶴子委員の両氏を指名させていただきます。お二人の委員の方々には、後日、事務局がまとめまして、誤りがなければ議事録に署名のお願いにお伺いしますのでよろしくお願いたします。

## 6. 諮問事項

諮問第 1 号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について  
(平成 21 年 7 月 28 日 太企画第 278 号の 2)  
社会功労賞 鳥井 文博  
文化功労賞 鳥本 久華  
スポーツ功労賞 鳥居 三恵、太田 吉太郎

## 7. 審議

首藤町長退席。

議長：鳥居委員につきましては、ご本人が審議の対象となりますので、ここで退席していただくことをご了承願います。表彰に関する審議が終わりましたら、再度審議会に加わっていただきます。

諮問第 1 号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について

詳細説明の前に、資料の確認をさせていただきます。

本日、お手元に、2 枚の資料を配布させていただいています。

これは、先週に配布させていただきました審議会資料の差し替え分でございます。この差し替え分については、一枚目が本日審議していただく参考資料です。二枚目が事務担当から提出いただいた表彰内申書で、委員の皆様配布後、訂正で再提出がありました。訂正する方は、鳥井 文博さんの通算年数と任期もれでございます。

また、先週配布いたしました資料をお忘れの方、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、諮問第 1 号「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」をご説明させていただきます。

### 【諮問第 1 号 被表彰者の決定】

本年度の太子町表彰条例に基づく被表彰者は、4 名の方々です。

### (鳥井博文氏功績内容)

本配布させていただきました資料の 3 ページをご覧ください。

吉福(太子ニュータウン)在住の鳥井 文博さんは、太子ニュータウン自治会長として、太子ニュータウン発足年数である昭和 53 年度と平成 4 年度から平成 20 年度までの 17 年間、通算 18 年間の永きにわたり地域住民の自治意識の高揚と自治会運営の円滑化、振興に尽力されました。また、太子町連合自治会役員を 8 年間歴任されました。

この度の表彰は、「社会功労賞」に該当いたします。

資料 27 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条 第 2 号 ウ 「総代又は自治会長の職にあつて、15 年

以上在職した者」に適用要件を十分に満たされています。

(島本久華氏功績内容)

資料 3 ページをお開きください。

太田(田中)在住の島本 久華さんは、太子町の書道指導者として、昭和 52 年度から書道教育を幅広く推進され、昭和 54 年 3 月の太子町文化協会発足と同時に太子町文化協会理事に就任、現在に至るまでの 32 年間の永きにわたり書道を通して、文化の振興に努められました。また、近年は、子供を対象とした書道教室にも力を注がれ、書道の伝承にも努められました。特に、島本さんの功績関係については、資料の 7 ページ～8 ページにも掲載させていただいております。ここでは、お名前のところ「島本けいうん」となっておりますが、これは、雅号(がごう)になります。島本さんにはおかれましては、活動拠点を太子町はもちろんのこと、兵庫県、全国にも向けられている方であります。現在は、町文化協会相談役としてもご活躍されています。

相談役としての位置づけは、町文化協会会長経験者は、顧問として、町文化協会副会長相当の経験者は、相談役として協会の名誉職に位置づけられています。推薦は、太子町文化協会からでございます。

この度の表彰は、「文化功労賞」に該当いたします。

資料 27 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条 第 5 号 イの「指導者として文化の振興に努め、その功績が顕著な者」に適用要件を十分に満たされています。

(鳥居三恵氏功績内容)

資料 3 ページをお開きください。

鷗(北ノ町)在住の鳥居 三恵さんは太子町体育協会理事として 20 年間、太子町のバレーボールと陸上競技等の指導者として昭和 46 年度の太子町体育協会発足時より、現在に至るまでの 38 年間の永きにわたり地域住民のスポーツに対する意識を高め、地域スポーツ普及発展に尽力されました。また、太子町体育協会副会長として、平成 11 年度から 10 年間歴任されております。

この度の表彰は、「スポーツ功労賞」に該当いたします。

資料 27 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条 第 6 号 イの「指導者として選手の指導育成に努め、その功績が顕著な者」に適用要件を十分に満たされています。

(太田吉太郎氏功績内容)

資料 4 ページをお開きください。

太田(田中)在住の太田 吉太郎さんは、太子町体育協会理事として 18 年間、太子町の野球審判員として昭和 46 年度の太子町体育協会発足時より現在に至るまでの 38 年間の永きにわたり地域住民のスポーツに対する意識を高め、地域スポーツ普及発展に尽力されました。また、太子町体育協会副会長として、昭和 62 年度から 12 年間歴任されました。

この度の表彰は、「スポーツ功労賞」に該当いたします。

資料 27 ページをお開きください。

太子町表彰条例施行規則第 2 条 第 6 号 イの「指導者として選手の指導育成に努め、その功績が顕著な者」に適用要件を十分に満たされています。

参考ですが、平成 2 年度から太子町表彰を制定して、全体で 111 名の受賞の方々がいらっしゃいます。内訳といたしまして、自治功労賞として、17 名、社会功労賞として、33 名、産業功労賞として、13 名、教育功労賞として、7 名、文化功労賞として、8 名、スポーツ功労賞として、31 名、たちばな賞として、1 名、ひまわり賞として、1 名の方となっております。

以上、4 名の功績等概要説明をさせていただきました。ご審議の程よろしく願いいたします。

古賀委員：過去の受賞者の内訳を説明くださいましたが、もう少し詳しく教えていただきたい。今回鳥井さんが社会功労賞の総代または自治会長の職にあたって 15 年以上ということだが、過去これまでに何名の方が受賞されていますか。

事務局：手元に資料がありませんので、後ほど用意させていただきます。自治会長の職だけでよろしいでしょうか。議員 12 年以上など細かい内訳などもあります。

古賀委員：分かれば全部がよいが、とりあえず自治会長だけで結構です。それから、スポーツが多かったが、スポーツで、指導者として選手の指導育成に努め、その功績が顕著なものというのも、過去何人くらいの受賞者があったのでしょうか。たしかこのスポーツは条例が改正されるまでは、優勝者などがほとんどだったと思いますが。

事務局：スポーツの 31 名の方のうち、5 人前後は指導者の方です。あとは全て全国大会出場といった現役選手に対する表彰であったと記憶していますが、後ほど説明させていただきます。

古賀委員：現役選手としては、この表彰条例からは省くことになったのでしょうか。

事務局：はい。そのことにつきましては、後ほど報告事項の中で説明させていただきます。ご質問いただいた事項は、報告事項として、総合計画の報告の間に資料を用意して、口頭で説明させていただきます。

会長：ただ今 111 名の方の内訳についてご質問いただきましたが、他にご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

井口委員：表彰条例施行規則の中で 7 号はたちばな賞、8 号についてはひまわり賞とありますが、位置づけは社会功労賞や、自治功労賞と同じでしょうか。

事務局：まちづくり審議会で審議いただき、議会で承認を得るというもので、位置づけは同じです。

井口委員：該当者があれば、審議会で審議をするということか。

事務局：冒頭にも町長の話がありました通り 1,000 万円の寄付がありましたが、そのことについて説明させていただきたいので、資料の 30 ページをお開きください。太子町表彰条例施行規則取扱内規の 2 番にありますように、多額の金員概ね 1,000 万円以上という一つの基本的な内規がございます。これに該当するというので、本来であれば、こちらの審議にかけさせていただくべきでございますが、ご本人のご希望で辞退させていただくということでございます。

- 会 長：本来であれば、町長が報告されましたように、たちばな賞に該当する方があったようですが、ご本人の意思が強く、それを尊重されるということです。
- 事 務 局：広報には匿名で掲載させていただいています。ふるさと寄付金をいただいた方については、すべての件について広報には掲載させていただいており、今回の件は一件の取扱、匿名希望という形で掲載させていただいております。
- 会 長：他に、ご意見・ご質問等はございませんでしょうか。  
それでは、皆さんにお諮りいたします。  
諮問第1号の「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認してよろしいでしょうか。
- 全 委 員：異議なし。
- 会 長：どうもありがとうございます。ご異議がないようですので、諮問第1号「太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について」、原案どおり承認いたします。  
ここで、事務局から諮問第1号関係で今後の日程のご説明があります。
- 事 務 局：ただ今、諮問第1号の太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について、承認をいただきましたので、9月の太子町議会定例会に議案を提出し、議会の承認を得て表彰を行いたいと思っています。  
表彰式は、平成22年の新年交礼会の席上にて執り行います。  
委員の皆様のご協力によりまして、被表彰者の審議は滞りなく議了することが出来ました。ありがとうございました。
- 会 長：ここで暫時休憩とさせていただきます。

[暫時休憩]

- 事 務 局：古賀委員さんからのご質問についてですが、自治会長で15年以上が10名、スポーツ関係は3名となっています。平成2年の太子町表彰を制定してからになります。よろしく願いいたします。
- 井口委員：スポーツ功労賞は、現役選手で全国大会出場という方で該当する方はいなくなったのか。
- 事 務 局：現役選手で、全国大会で優勝された方はスポーツ功労賞に該当という形であったのですが、平成18年から取扱内規で、全国で勝っても、メディア等に取り上げられるというような方に限るというものに変更になり、それ以降は該当者がありませんでした。今回は指導者の推薦です。
- 町 長：小学生でも全国大会で、学年別等で優勝すれば、授与していたのだが、それではおかしいではないかということになり、見直しを行った次第です。
- 井口委員：広報への掲載はありますね。
- 事 務 局：はい。広報には掲載させていただいています。平成18年に内規の見直しがあり、今回新たな見直しが行われています。それについては後ほど説明させていただきます。
- 会 長：会議を再開いたします。

## 9. 答 申

諮問第1号 太子町表彰条例に基づく被表彰者の決定について  
(平成21年7月28日)



(会長から町長へ答申)

諮問のあったことについては、全員について適当と認めます。

社会功労賞 鳥居 文博

文化功労賞 島本 久華

スポーツ功労賞 鳥居 三恵、太田 吉太郎

[鳥井委員：入席]

## 10. 報告事項

太子町表彰条例施行規則並びに太子町表彰条例施行規則取扱内規の一部改正について

それでは、「太子町表彰条例施行規則並びに太子町表彰条例施行規則取扱内規の一部改正について」の報告させていただきます。

この事項については、昨年7月に開催いたしました当審議会で確認事項としてあげさせていただいた経緯があります。

先ほどもお話が出ていましたが、太子町表彰 スポーツ功労賞の取扱についてですが、結論づけとしまして、現役選手が優秀な成績を収められた場合と、指導者等として功績が顕著な方と表彰をわけさせていただきました。このことについて、ご説明させていただきます。

最初に、指導者等として功績が顕著な方についてですが、資料12ページの太子町表彰条例施行規則第2条第6号

ア スポーツの分野において科学的研究を行い、顕著な功績をあげ町民の垂範たる功績のあった者

イ 指導者として選手の指導育成に努め、その功績が顕著な者

ウ 町民の体力づくりの普及振興に努め、その功績が顕著な者

その他、該当する方を平成21年4月1日から表彰対象とさせていただきます。

従来 of 施行規則を一部改正した内容についてご説明させていただきます。資料の15ページをお開きください。これは、規則の新旧対象表でございます。

左側が従来 of 規則、右側が改正後の規則となっております。

6号ですが、左側のイ 下線部分 全国大会に出場し、優秀な成績を収め、その功績が顕著な者というところを、右側の原稿を見ていただきますと削除しております。

次に、規則の取扱内規でございますが、資料の17ページをお開きください。同じく、内規の新旧対象表でございます。

左側の5号ですが、全国大会に出場し優秀な成績を収め、その功績が顕著な者とあったところの、功績が顕著という基準になっていた、四角囲み部分のテレビ・新聞等のマスメディアでその活動が報じられるなど社会的に評価が高く、町民の誇りとなるものという部分を、右側を見ていただきますと削除しております。昨年 of 話にもありましたように、不具合が生じ、見直しを行いました。

これによりまして、太子町表彰スポーツ功労賞は、現役 of 選手が優秀な成績を納められても該当しなくなります。改正後の規則並びに内規 of 施行は、平成21年4月1日からの適用となります。指導者については、表彰規則にのっとり表彰を進めさせていただきます。

この規則の一部改正によりまして、現役選手 of 受け皿といたしまして、資料の31ペー

ジをお開きください。

「太子町スポーツ表彰要綱」を平成 21 年 3 月 25 日に制定させていただき、4 月 1 日からの適用となり、この表彰が、現役選手の最高の賞という位置づけになります。

第 3 条についてですが、従来の表彰は全国大会優勝者などを表彰させていただいていましたが、スポーツ表彰については 2 項の 1 号オリンピック、2 号アジア大会、3 号世界選手権大会といった国際大会の部分を入れています。竹澤選手のような優秀な選手が今後太子町から輩出されることを念頭においています。

同じく第 3 条 3 項については上記以外の国際大会で 3 位以内など、11 号まで挙げていますが、これに該当するような優秀な成績を収められた方についてもスポーツ表彰の中で表彰します。

従来の太子町スポーツ表彰については、例えば小学生の時に一度表彰されると、大人になって権威ある大会で優勝しても、もう表彰されないというのが現状でしたが、今回のスポーツ表彰につきましては、毎年そういった大会で優秀な成績を収められると毎年受賞することもできるという表彰要綱です。

この表彰の担当課は、体育館となります。

以上、太子町表彰条例施行規則並びに太子町表彰条例施行規則取扱内規の一部改正、太子町スポーツ表彰要綱の制定については、企画政策課、教育委員会社会教育課、体育館と内部調整を図り、そして、町体育協会役員会との協議を重ね、また、太子町スポーツ表彰要綱の制定については、太子町教育委員会で協議をいただき決定されたものであります。いずれも、告示行為は完了しております。

以上でございます。

古賀委員：表彰条例のスポーツの項目の削除については、条例の改正になるわけですが、これは議会の承認は得ないのですか。

事務局：議会の承認は得ません。関係機関と協議を重ねて、内部決裁をとり、告示行為をさせていただいています。

古賀委員：それはこの軽度の改正についてはそういう手続きでよいということか。

事務局：議会にかけるのは太子町表彰条例であり、資料の 25 ページが変わる場合は議会の承認が必要だが、この細則を決める場合は内部決裁をとり、告示行為をするという手続きになります。

古賀委員：この施行規則は行政内部で決められるということですか。

事務局：手続き上はそういった形をとりますが、当然こちらだけでやってしまうとそれぞれ関係団体にご迷惑をかけるため、今回については、スポーツ功労に該当する体育協会や社会教育課と協議した上で、意見をいただき、見直しをさせていただいています。施行規則を改正することによって、現役選手を表彰する場所がなくなりますので、今回スポーツ表彰の要綱を制定させていただきました。

古賀委員：施行規則の中身、内容は議会では審議しないということでしょうか。

事務局：はい。

古賀委員：問題提起をしたいと思います。まちづくり審議会ということでそういう場ではないのですが、施行規則や取扱内規について何度も審議してきた中で、在職年数を基準とするものがいくつかあり、今回もありましたが、それは時代に合っているのでしょうか。現在衆議院等でも審議されているが、議員は多年度など、何期間も続けて在職することに制限をかけるべきではないかという話もある

中で、長い年度を務めあげたということ根拠に表彰するというのは、時代とまた違う、逆の流れなのではないでしょうか。やめたらいいというわけではなくて、見直しの審議をしないとイケないのではないかと思います。そういった場合はどこになりますか。

事務局：それにつきましては、事務局だけで事務処理はできない、大きな問題ですので、内部で扱わせていただいでよろしいでしょうか。今すぐ回答できる事項ではないかと思ひます。

古賀委員：このままでは5年、10年と続いていくと思ひます。根本的な方向性を見直しが必要なのではないのでしょうか。

事務局：時期的なものや、タイミング的なものもありますので、ご意見の方は賜りたいと思ひます。

会長：他はよろしいでしょうか。

スポーツ賞の施行規則の改正につきましては、平成18年度で17ページに細かく掲載されているような経緯でできたわけですが、まちづくり審議会が開かれるたびに、問題点として出てきております。このままだと具合が悪いのではないかという委員の方々のご意見により、施行規則の改定につながったと考えられます。具体的な事務処理は、もちろん町内の機関で行われていますが、最初の問題提起はこの会で毎年提起され、検討されています。したがって在職年数が一つの大きな要素であり、この年数がいつあっても普遍のものであるかという、いま出されました問題につきましても、時代の流れや、状況の変化を見ながら、しかるべきところで検討を加えていくという余地は残していく必要があるかと思ひます。そういう形でこの問題は検討していくということはどうでしょうか。

事務局：古賀委員さんへの回答はどうでしょうか。

会長：問題提起を頭に入れて、来年、再来年でいいのでは。

事務局：問題提起としていただいでよろしいですか。

古賀委員：期限はないですが、だからといってそのまま放置されては困るので、何らかのアクションをお願いいたします。

事務局：わかりました。

会長：他はございませんでしょうか。

それでは表彰の中の、スポーツ功労賞については従来からの課題であり、先ほど事務局からも説明がありましたが、太子町表彰条例施行規則並びに太子町表彰条例施行規則取扱内規についての一部改正案、太子町スポーツ表彰の制定に伴いまして、一連の課題提示が計られたものと思ひます。特に太子町スポーツ表彰については新しく制定されたものですので、担当課において、町民の皆様に幅広く周知できるようお願いいたします。

## 11. 報告

### 第5次太子町総合計画の策定状況について

#### 概要説明

昨年の会議のときに、現在の総合計画をお配りいたしました。新しい委員の方につきましても、先だってお送りいたしております。

総合計画とは、太子町の町政運営として、将来10年間にわたるまちづくりのビジョン

や基本的な方針をうたった、町政を運営するうえで最も基本的な計画であります。本町の現在の総合計画は、平成12年度から21年度までを計画期間とする「第4次太子町総合計画」ですが、計画期間が本年度で終了することから、来年度、平成22年度から平成31年度までの10年間を対象とする「第5次太子町総合計画」を策定しているところであります。先程も申しましたとおり、この総合計画はまちづくりの基本となる重要な計画であることから、その策定にあたってはまちづくり審議会条例の第2条第1項に基づきまして、基本構想及び基本計画につきまして、諮問させていただいております。諮問につきましては、本年9月頃の予定で今作業を進めておるところですが、7月現在段階での策定経過について報告させていただきます。

お手元の資料の18ページ、資料1「第5次太子町総合計画策定経過」というA4一枚の資料をご覧くださいませでしょうか。策定作業は昨年4月より開始し、現在1年4ヶ月が経過しておりますが、主な取り組みとして資料に挙げております6項目に取り組んでまいりました。6つの取り組みそれぞれにつきまして、簡単ではございますが、まず説明させていただきます。

まず1点は「全世帯アンケートの実施」であります。皆様のご家庭にも、A4で8ページくらいのアンケートが届いたかと思えます。まちづくりに対する町民の皆様のご意見を広く募るため、昨年の6月から7月の間に実施いたしました。11,401世帯にアンケート用紙を配布し、うち7,456世帯から回答をいただきました。多くの方々から回答をいただき、回答率は65.4%でした。その結果につきまして、総合計画策定委員会について、議論や取りまとめを行い、また回答の内容を分析したものが、事前にお配りした「全世帯アンケート結果報告書」であります。

アンケートの分析結果全てについて説明いたしますと時間が大変かかりますので、その概要のみ少しお話させていただきます。報告書の185ページをご覧くださいませでしょうか。アンケートの設問は全部で20問あり、そのうち3つの設問について、特に重要なものと考え、分析いたしました。その結果が185ページの内容であります。まず、町民の皆さんが望まれている「将来の太子町像」についてお伺いしました。その結果、多かった回答は、障害者・高齢者に対する福祉が充実したまち、子育て支援・教育が充実したまち、公園や散策路が整った緑あふれるまち、安全・安心なまちの4点の回答が多くでした。それを考えますと、4つの分野に対する太子町民の方々のニーズが強いことがうかがえます。

もう一点「太子町の良くない点」に対する回答に着目しました。町政の各分野において「良い」「良くない」のいずれか回答いただいたのですが、「良くない」が「良い」を上回ったもの、つまり現状に対して不満をお持ちの方が多いものをまとめたものが、186ページの文章で、公園や広場の整備状況、医療施設の充実度、防犯対策、行政サービス、福祉サービス、公共施設の整備状況、防災対策の7点となりました。またアンケートの最後に自由意見欄を設け、まちづくり全般に対して広くご意見を募り、その回答をまとめたものが188ページになりますが、多かった意見は公園や広場、効率的な行政運営、高齢者福祉、防犯対策等々でした。さきほどの「望まれる将来像」で挙がってきた意見と同じような意見が、自由意見でも挙がってきております。

以上3つの視角、住民の皆さんのニーズが高く、かつ現状に不満を持たれている分野を、今後10年間「重点的に取り組むべき分野」として整理し、緑・憩いの場があるまちづくり、高齢者の方が暮らしやすいまちづくり、子どもの笑顔があふれるまちづくり、安全・安心なまちづくりの4点を「全世帯アンケートから導きだされる重点課題」として188ページに整理いたしました。

アンケートの話は以上にしまして、資料1策定経過に戻りたいと思います。取り組みの2点目は「小中学生からの絵画・作文募集」であります。「こんな風になったらいいな！将来の太子町」をテーマに、町内の小中学生から作品を募集いたしました。昨年の5月から7月にかけて、小中学校を通じて募集しましたところ、作文については、412点、絵画については、非常にたくさん作品が集まりましたので、学校の方で優秀作品を選出いただき、役場で見せていただきました。

内容につきましては、19ページの「資料2 第5次太子町総合計画 基本構想整理シート」の左下に、「小中学生の絵画・作文から浮かび上がる未来のキーワード」として整理しております。それぞれの作品で描かれた内容を分析したところ、最も多かったのが「自然環境の保護・緑の保護」、次いで「商工業振興、観光の振興」でした。これは「大きな店が建ってほしい」「遊園地のようなものが来てほしい」など子どもらしい夢のある意見でした。また、「遊び場・広場」「防災・防犯対策の推進」「交通対策」と続きます。あと特徴的なのは、「皆が仲良くできるまち」「子ども達とおじいちゃん、おばあちゃんが交流できるまち」というような、人と人の交流、つながりを求める意見が多かったことです。これらについては「和のまちづくり」と整理させていただきました。みんなで仲良くふれられるようなまちということで、「和のまちづくり」と続きます。自然環境の保護に関する作品が多かったことが特徴であり、「遊び場・広場」「防災・防犯対策の推進」については、全世帯アンケートの結果と重複しております。

取り組みの3点目ですが、現在の平成21年から始まっております「第4次太子町総合計画」が9年目、10年目を迎え、計画期間が終了しようとしています。そこで第4次総合計画の施策達成度について、各担当課で調査シートを作り自己評価を行った後、副町長を交えたヒアリングを行って、達成度の総括、今後の重点的に取り組むべき分野の抽出を行いました。結果は多岐にわたるため割愛いたしますが、今後拡充すべき分野として、資料2において、「第4次総合計画達成度調査ヒアリングの結果、今後拡充すべきと考えられる施策」として整理しています。第4次総合計画にのっとり事業を進めた結果、もう少し取り組みが必要であると考えられるもの、今後ますますニーズが高くなると考えられる分野を挙げています。全体的な傾向について述べますと、道路や施設の整備などハード面の整備よりも、健康づくりや福祉、安全・安心などソフト面での充実が今後特に必要なものとして整理しています。

資料1に戻りまして、取り組みの4点目は「総合計画策定委員会の開催」であります。総合計画の原案を作成するにあたり、10年後にも役場に職員として在職しているであろう中堅職員、主に係長級職員15名で「総合計画策定委員会」を組織しました。この委員会では、先程説明した全世帯アンケートや小中学生の絵画・作文の分析、太子町を取り巻く時代潮流の分析などを行い、総合計画に盛り込むまちづくりの基本的な方針を議論いたしました。また総合計画は最終的には計画書として、文章で表現するわけですが、その文章作成の作業も行っております。昨日までに20回開催し、作業を進めております。

取り組みの5点目は、「総合計画策定幹事会の開催」であります。先程申し上げました、策定委員会において、計画の原案を作成するのですが、策定幹事会では、より高い見地から策定委員会原案の検討を行います。町長以下、役場の課長級以上の幹部職員で構成しております。既に1回、5月1日に開催しております。ここでは策定委員会が作成した「基本構想原案」に対する審議を行い、審議の結果、策定委員会原案に一部修正意見を付し、概ね原案を了承いたしました。

取り組みの最後であります。住民の皆さんの「生の声」をお聞きするため、住民の皆

さんと町長以下の幹部職員が膝を交えて話し合う「まちづくりの集い」を開催いたしました。まず「小学校区別の集い」としまして、4 小学校区ごとに、自治会長やPTA 役員、老人クラブや婦人会の会長にお集まりいただき、子育てや福祉、憩いの場づくり、健康づくりについて意見交換をいたしました。また消防団や自主防災組織、防犯グループなど、町の安全・安心のためにご協力いただいている皆様と、「安全・安心の集い」を開催し、防災や防犯など「安全・安心」に関する分野について、こちらでも活発な意見交換を行いました。

以上、今までの取り組みについてご説明してまいりましたが、それらの取り組みを踏まえ、第5次総合計画に盛り込むべき重点課題を抽出・整理した表が、資料2の表であります。資料の中ほどにあります、「8つの重点課題」であります。この重点課題を導き出すに至った流れ、経過というものを、資料の左側及び下側に記載しております。すなわち先程説明いたしました、全世帯アンケートから導き出される重点課題、太子町を取り巻く時代潮流から考え出される社会的課題、小中学生の絵画・作文から浮かび上がる未来のキーワード、現総合計画の達成度調査を踏まえた今後の課題、であります。

なお、太子町を取り巻く時代潮流について若干補足しますと、少子高齢化、あるいは情報化など、太子町を取り巻く時代潮流、社会情勢について、策定委員会において議論を行い、今後重要となるであろう課題を整理しました。それが資料に挙げております、少子高齢化、地方分権、災害への対応等々であります。

以上の手法で重点課題を8点抽出いたしました。

まず1点目は「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」であります。今後高齢化が進行する中で、「健康」というのは、幸福な生活を送る上での、一つの基盤であろうかと思えます。ただ「健康」というのは、単に「病気や怪我をしていない状態」を指しているのではなく、それぞれの置かれた状況の中で、自分らしく生活することができる状態、を想定しております。

2点目は、「安心して老後が迎えられるまちづくり」です。少子高齢化が進行する中、高齢者に対する福祉は充実させなくてはなりません。その一方、資料にも書いてありますが、「まちづくりに参加する『お年寄りパワー』」が、今後大切になってくる、と考えています。高齢者を、「福祉サービスを受ける対象者」としてのみ捉えるのではなく、高齢者が持つ知識や経験、技術をかけがえのない貴重なものととらえ、まちづくりに生かしていただく、それを施策面からも検討する必要があると考えています。

3点目は、「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」であります。本町の特性としまして、全国的に少子化が進む中、本町の15歳未満人口は増加しています。将来的には本町でも少子化が始まるのですが、現在のところ子どもの人口は増加しており、子ども達に対する事業のニーズは高いものがあります。これらのニーズに的確に対応し、子ども達の笑顔があふれるまちづくりを進めよう、というものであります。

4点目は、「安心して暮らせるまちづくり」であります。全世帯アンケート、小中学生の絵画・作文でも、安全・安心に対するニーズの高さがうかがえました。防災、防犯面での強化を図り、皆さんに安心して暮らしていただくまちをつくらう、というものであります。

5点目は、「憩い・ふれあいの場があるまちづくり」であります。これは公園や広場の整備を想定しています。

以上の重点課題をふまえ、今後10年間に町が取り組む政策・施策をまとめたものが、20ページの資料3「第5次太子町総合計画 政策・施策の体系」であります。現行の「第

4次総合計画」ではまちづくりの柱として6つの「まちづくりの将来像」を掲げていましたが、主に健康・福祉分野の政策を細分化し、9つの政策と20を超える施策を挙げ、今後10年間の重点課題に合致した政策課題としております。

最後にまちづくりの重点目標について申し上げます。まちづくりの重点目標は「和のまち太子 活きるまち 誇れるまち つながるまち 安心のまち」としております。「和のまち太子」は現行の総合計画と同じですが、住民一人ひとりが手を取り合ってまちづくりを進めることの重要性を改めて認識するとともに、聖徳太子ゆかりの町である本町の特性を言い表している言葉として、原案では引き続き「和のまち太子」を重点目標としております。

なお、今後のスケジュールですが、基本構想原案が概ね完成したことから、現在は基本計画原案の作成作業を進めています。策定委員会にて毎週1回のペースで議論しており、8月下旬には総合計画策定幹事会の開催、9月中にはまちづくり審議会へ諮問させていただく予定です。その節は、またよろしく願いいたします。

会 長：ただ今の説明に際しまして、ご意見・質問等がありましたら承りたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

鳥井委員：第4次の計画のヒアリングを行い、第5次を策定したということだが、文章が変わっただけで、内容は変わっていないのではないのでしょうか。第4次から第5次に移行して初めてでてきた項目がまずありません。問題は、各党から出てくるマニフェストではないですが、大半はできないで終わってしまうという実情があると思います。ビジョンとしてはよくても、限られた予算の中で、人口比あるいは会社の仕組みなどが5年のうちに変わってきたはずで、現時点で想定される予算内の中でどの課題にどれだけ重点を置くか、言い換えるとどれにどれだけウエイトをおくかを考えることが、第4次から第5次へ移行していく違いなのではないのでしょうか。第5次の特徴が分かりにくく、違いが明確に見えませんが、例えば医療なら医療という風に、アンケート結果で出たような、太子町の不便な部分にウエイトをおくなど、どの項目も必要だとは思いますが、特に5次で取り組もうとしている部分をはっきりと示してほしい。

井口委員：住民の方と話しをする中で、合併の議論はありましたが、太子町は一つの町として、単独で行政をする道を選びました。その中で現在財政基盤の確立という体制にあって、今の税体系では町の収入、歳入が増加するということは見込めないと思います。今の税体系ではむしろ歳入は下がる見込みが高く、国が県や市町への交付金増というような施策をすれば話は別ですが、今のままでは歳入の減少が想定されます。一番心配なのは、兵庫県や、市町で言えば香美町の公債費率が非常に高いという例があり、現状では太子町は兵庫県内では公債費率が低い方です。しかし今後も色々なニーズを考えていく中で、備えるものは必要でしょうが、その一方で、財政再建団体に転落する、ということも危惧します。今までのように箱物整備など多様な事業を行うのではなく、鳥井さんがおっしゃるように、住民ニーズの高い健康福祉などに重点を移すなどの対応が、今後必要になってくるのではないかと考えています。

会 長：第4次から第5次へ移行する中で、ウエイトをどこに置くのかという体制を明確にというご意見でした。策定委員会の中で、検討いただき、できるだけ具体的な内容の提示をお願いいたします。

八幡委員：総合計画はとてもよくまとめられていると思います。予算がなくても人が動くというところがあれば、そこから動き、「やればできるではないか」と町民の方々が賛同して、動いてくださる計画になることを願います。たくさんの資料を正確にわかりやすくまとめているのだから、それを是非活用して、重点課題を絞って進めていただきたいと思います。

古賀委員：若手の職員が自分たちの手で住民のみなさんの幸せを願って作業されていることが伝わってきます。8つの重点課題までの部分はそれまでの流れを汲み、正確にまとめられていると思うが、その次の重点課題から政策体系への移行ができていないのではないかと。例えば、活気あふれるまちづくりについては、8つの重点課題と直接的にはつながらないように思います。今後は参画と協働のまちづくりが重点的な課題となってくるとは思います。8つの重点課題が浮き上がる形で政策体系ができないかと思えます。普遍的な政策として必要なものも付け加える必要があるのではないのでしょうか。

会 長：他にご意見はありますか。

事務局：いただいたご意見は策定委員会で協議し、今後の総合計画に反映させていただきたいと思えます。

井口委員：よくまとまっているが、第5次では重点課題が見えにくいと思えます。

会 長：では、今出た意見を十分に反映していただくようお願いします。ただ今、事務局から説明がありましたが、第5次太子町総合計画は、現在役場職員で策定作業が進められておりますが、本年の9月頃、当審議会へ諮問される予定であります。この計画は、今後10年間のまちづくりの羅針盤となる重要な計画であります。諮問に際しては、改めて、事務局より詳細な説明があるかと思えますが、委員の皆様におかれましても、本計画の重要性を認識していただき、活発にご審議いただきますようお願いいたします。

## 12. 閉 会

会 長：本当に今日は色々にご審議いただきましてありがとうございます。

それでは、平成21年度第1回太子町まちづくり審議会を閉会させていただきます。

皆様には、終始熱心にご審議をいただきまして誠に有難うございました。

事務局：廣橋議長の議事進行により、本日予定していました案件は、全て終了いたしました。

委員の皆様には、長い時間に亘りご審議を賜りありがとうございます。



また、総合計画の策定につきましては、色々貴重な意見をいただきありがとうございます。



太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

平成21年10月2日

署名委員

首藤正典  

八幡子鶴子 